

令和6年1月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和6年1月10日(水) 午後4時00分～午後5時00分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 15名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	9	山本 官	14	清水 優志
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	15	正木 卓夫
5	加用 雅啓	11	岡村 猛	16	岡崎 誠
7	谷崎 容子	12	伊勢脇 精藏	17	尾崎 征洋
8	遠地 美千代	13	土居 忠栄	18	福留 宜彦

(2) 農地利用最適化推進委員 8名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	7	宮地 浩
2	武井 健治	5	宮地 秀之	8	竹村 光一
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	4	井上 靖好	6	安藤 久徳
19	畠中 温喜				

(2) 農地利用最適化推進委員 0名

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	安田 晃子
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	朝比奈 雅人	主事	岡本 ほのか
係長	下村 陽次郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(9件)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1件)

第3号議案 非農地証明書の交付について(7件)

第4号議案 農用地利用集積計画案について(2件)

その他

◆議 長（福留会長）

只今から令和6年1月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号4番 井上 靖好 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の4名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中15名の出席となり、「農業委員会等に関する法律27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号8番 遠地 美千代 委員、議席番号9番 山本 官 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページ、3ページになります。

番号1。土地の表示は、不破字東屋敷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴5年の35歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、耕運機、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5キロメートルの距離となっております。耕作面積は27アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人とその家族が季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は、鍋島字上ハタ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の48歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の父、母となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、管理機、田植機、コンバイン、乾燥機を所有しているとのことです。申請地は自宅から100メートル圏内の距離となっております。耕作面積は139アールとなります。

現在、申請地では水稻の栽培をしていますが、取得後も引き続き譲受人とその家族が水稻の栽培をしていく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は、奥鴨川字東木ノ小尻 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は36歳で、今後の農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約100メートルの距離となっております。取得後の耕作面積は24アールとなります。

現在、申請地は休耕状態ですが、取得後は譲受人が果樹や季節野菜等を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号4。土地の表示は、右山天神町 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の56歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人と譲受人の母と姉となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を譲受人の兄夫婦が所有しており、兄夫婦に借りながら耕作を行っていくとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。取得後の耕作面積は209平方メートルとなります。

現在、申請地ではビワの木が植えられており、取得後は引き続き譲受人とその家族がビワや季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号5、番号6につきましては譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、不破字梅檀ノ木 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴20年の63歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、耕運機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約100メートルの距離となっております。耕作面積は854平方メートルとなります。

現在、申請地では季節野菜を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は、古津賀字牛ヶダバノ下 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴35年の65歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約200メートルの距離となっております。取得後の耕作面積は112.5平方メートルとなります。

現在、申請地では季節野菜を栽培していますが、取得後も引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

続きまして、番号8、番号9につきましては譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、鍋島字北谷山 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は愛媛県愛南町にある農地所有適格法人で、柑橘類の加工・販売をしています。常時雇用者数20名で、農作業への従事日数は年間300日となっております。農機具につきましては、トラクター、パワーショベル、スピードスプレーヤーを所有しているとのことです。耕作面積は約41ヘクタールとなります。

現在、申請地は一部休耕状態ですが、取得後はミカン等の果樹を中心に耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

事務局の説明のとおりです。現地を調査したのは27日です。譲渡人宅を訪問しましたが不在でした。譲受人の祖母より話を聞いたところ譲渡人は私の姉の息子で高知に住んでいるとのことで、処分したいとの意向でした。孫が買うということで有難く思いますとのことです。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

ありません。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」の畠中委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

事務局から報告あったとおりで、特に問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

12月27日に武井推進委員と2人で申請人とお話をしまして、現地確認を行いました。申請地のほとんどが耕作放棄地です。申請人が取得後は果樹を植栽して荒廃化を防ぎたいとのこと。 林業と農業を組み合わせた経営体系で経営を維持するとのことで、申請許可は適当と考えます。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

12月27日に現地に入りまして、委員と譲受人との3名で話をしました。この方は移住者でして、状況が気に入っているとのこと。申請地は狭く、原野となっており、田畑で活用することは困難な状況であり、果樹栽培を行う予定とのこと。譲受人は若く前向きな姿勢であり、感動しました。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「4番・5番・6番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

4番について現地調査を行いました。現在はびわの木が植えられ、草刈りはされています。譲受人は家庭菜園を楽しみたいとのこと、一生懸命頑張るとのことです。

5番・6番について現地確認を行いました。現地は白菜を栽培したあとでした。譲受人に電話をして聞き取りを行いました。自分の畑に繋げるために購入に耕作するとのこと、問題なく耕作していくと思われます。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございますか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

4番・5番・6番について、委員が言ったとおり問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「7番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

現地確認及び譲受人への聞き取りを行いました。申請地の状況は畑になっており、譲受人は他に畑を借り家庭菜園をしています。今回家の近くを取得するものです。畑の現状は所有者が野菜を栽培していて、取得後は引き続き耕作をしていくとのことですので、問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございますか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「8番・9番の関係委員」の畠中委員は本日欠席ですが、適当である旨の連絡をいただいております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八東地区担当）

この件に関しては、特に問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

それでは、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、西土佐橘字小井出口 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月25日、事務局で現地に向かい、橘地区担当の岡村委員と宮地推進委員立会いのもと現地確認を行いました。

お手元の資料1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、畜舎を建築するものです。

場所については、江川崎駅より南へ4.3kmほどに位置する農地で、1196番の北側は農地、東側は公道、南側・西側は水路ですが、所有者からは転用の同意を得ています。また、1197番の北側は公道、東側は雑種地、南側・西側は水路となっています。雨水については、敷地を囲む擁壁の内側に舗装を施さない部分を設け地下浸透させるもの、生活排水は発生しません。畜舎内で発生するし尿等の家畜排泄物は稲わらやおがくずに吸着させて回収し、堆肥等に再利用するほか適切に処理します。このため、周辺農地への影響はないものと思われま

す。申請地は、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、第3種農地に立地が困難と

認められる場合等には転用が許可できる土地ということであります。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 11 番 岡村委員（西土佐橋地区ほか担当）

12月25日に推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。申請地の隣接農地所有者には同意を得ており、畜舎の建築には問題なしと思います。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地浩委員（西土佐橋地区ほか担当）

委員が言われたとおりです。見える範囲、民家ありませんし、周りに与える影響もほぼないと思います。若い方が頑張っているので、応援したいと思います。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページから8ページになります。

番号1。土地の表示は駅前町、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

12月26日に会長と事務局で現地に向かい、中村地区担当の宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料3、4ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に駐車場となっており、課税状況についても雑種地での課税となっています。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号2。土地の表示は古津賀字東大弘カリ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

12月26日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と宮地推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料5、6ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成14年時点の航空写真では既に山林となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号3。土地の表示は奥鴨川字桃ノ木ヨウ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

12月26日に会長と事務局で現地に向かい、後川地区担当の山本委員と武井推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料7、8ページをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に山林となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、議案書は6ページ及び7ページになります。

番号4。土地の表示は奥鴨川字下モウト、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月26日に会長と事務局で現地に向かい、番号3と同様に現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料9～11ページをご覧ください。現地は山林及び原野となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に耕作されていない状態となっており、現在に至ります。

以上のことから、3250番イの2、747番2、748番、751番、752番、754番、755番、799番、801番、873番、878番、879番、785番、876番、877番については本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。また、外15筆については本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、議案書は8ページになります。

番号5。土地の表示は安並字狼谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

12月26日に会長と事務局で現地に向かい、番号2と同様に現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料12、13ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に雑種地となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして、番号6。土地の表示は上ノ土居字ヲモテヤシキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

12月26日に会長と事務局で現地に向かい、中筋地区担当の清水委員と申請人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料14、15ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に雑種地となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。

続きまして、番号7。土地の表示は佐岡字大境、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。

12月26日に会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と宮地推進委員立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元の資料16、17ページをご覧ください。現地は雑種地となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に雑種地となっており、現在に至ります。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

12月27日に現地確認を行いました。現地はアスファルト舗装された駐車場となっておりました。15年以上経過しており、農地に戻すことは重機でないと不可能であることから、非農地証明について適当であると考えます。

◆議長（福留会長）

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

12月26日に会長と事務局で現地確認を行いました。写真でも分かるようにすでにアスファルト舗装がされていて人為的に手を加えて15年以上経過してなかなか戻すことは困難であるため、非農地証明の交付は適当であると思います。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

12月26日に農業委員関係者及び関係者として現地確認を行いました。現地は昭和40年頃から耕作放棄し現在写真のように雑木が茂っており、この先農地への復元は困難と思います。以上のことから非農地証明については適当と思われるます。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

12月26日に事務局、会長、農業委員と一緒に現地確認を行いました。耕作放棄してから10年以上経っている土地で農地への復元は困難であるため、非農地証明については適当と思われるます。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「3番・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

12月26日に会長、事務局、推進委員と一緒に現地の確認を行いました。3番、4番については農地への復旧は困難と判断し、要領と合わせて適当と考えます。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

現地確認をしました。3番は、38年に植林していて、すでに50年ぐらい経っており、原状回復は困難と思います。従って、非農地証明は妥当と判断しました。

4番は、合計30箇所の非農地証明についてです。50年近く山林状態ではありますが、ここは農地にならないため、この申請は妥当と判断しました。

◆議 長 （福留会長）

続きまして、「5番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

12 月 26 日に農業委員関係者及び関係者とで現地確認を行いました。該当地については昭和の初め頃より倉庫を取り壊し、畑として使い、その後駐車場として使用し、またその後放棄され現在に至っています。農地として復元は困難と思いますので、問題はないと思います。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

12 月 26 日に事務局、会長、農業委員と一緒に現地確認を行いました。平成 22 年頃に耕作放棄したとのことでした。耕作放棄してから 10 年以上経つてしまいますので、非農地証明は問題ないと思います。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「6 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

12 月 26 日に会長、事務局、申請者と現地確認を行いました。人為的に手を加え 15 年以上経っており、農地への復旧は困難と判断しました。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

申請地は私の家からすぐ近くの土地であり、15 年以上前から耕作はしておらず、耕作はできませんのでこの案件については妥当です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「7 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

12 月 26 日に農業委員関係者及び関係者とで現地確認を行いました。現地は、40 年以上前から二度にわたって埋め立て、隣地の農地への入り口や駐車場として使用し、現在は雑種地となり、現在に至っています。この先農地への復元は困難であると思います。以上のことで非農地証明については適当と思われます。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

12月26日に事務局、会長、農業委員と一緒に現地確認を行いました。ここは農地と隣接していてなかなか判断に難しい所ではありますが、非農地証明の交付は問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積計画書案は10ページになります。

それでは、1番・2番について説明いたします。借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元の資料の18ページおよび前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は、令和6年1月10日から令和21年1月9日までの15年間となっています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

借受人は認定農業者で水稻栽培の農家で問題はありません。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

2人とも認定農業者で耕作をしてますので問題はありません。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、その他でございますので、事務局よりお願いいたします。

○事務局

地域計画についてです。

中筋地区のアンケートについてですが、12月22日付けで発送し、1月19日の締め切りとさせていただきます。中筋地区の座談会は2月に行う予定で関係機関等とも日程調整をさせていただきます。

具同地区のアンケートについてですが、1月中旬には発送予定であり、2月には座談会を行いたいと考えております。中筋地区と具同地区の農業委員、最適化推進委員の方々には、アンケートの回収や座談会開催におけるご協力をお願いします。その後、3月中にも下田地区、東山地区の2地区の座談会を予定しています。こちらも、下田地区と東山地区の農業委員、最適化推進委員の方々には、ご協力をお願いします。アンケートについても、地区ごとに発送の準備ができ次第、該当地区の委員さんには先に送付したいと考えております。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で事務局からの説明が終わりました。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 1 月 10 日

議長 福留宣彦

署名委員 山本 良

署名委員 遠地 美々代